

平成30年度 学童保育所入所申し込み

12月5日(火)～13日(水)

学童保育所名	学区域	定員	住所・電話番号
さくらなみ第1	第一 小学校	60人	本町1-2-13 (☎042-383-1183)
// 第2		50人	
たけとんぼ第1	第二 小学校	55人	桜町2-3-60 (☎042-383-5488)
// 第2		35人	
あかね第1	第三 小学校	40人	梶野町5-7-33 (☎042-385-3370)
// 第2		40人	
// 第3		40人	
さわらひ第1	第四 小学校	60人	貫井南町3-6-27 (☎042-383-5489)
// 第2		30人	
たまむし第1	東小学校	60人	東町4-25-7 東児童館 (☎042-385-9280)
// 第2		30人	
まえはら第1	前原 小学校	60人	前原町3-3-16 (☎042-383-1179)
// 第2		30人	
ほんちょう	本町 小学校	60人	本町5-4-25 本町児童 館内(☎042-385-3360)
みどり第1	緑小学校	60人	緑町4-18-25 緑児童館 (☎042-383-1178)
// 第2		20人	
みなみ第1	南小学校	40人	前原町2-2-21 (☎042-383-1167)
// 第2		40人	

■ 育成料 童保育所での集団生活に支障がないと認められる小学校4年生までの児童
※ 学童保育所内の第1～3の指定はできません

*書類の記載内容や提出書類の確認をするため、郵送での申請はできません

税標準額に応じて決定します

■ **申請書配布** 11月1日から、
児童青少年課、各学童保育所
(左表)、市ホームページで
提出書類 ▽学童保育所入所
申請書▽勤務証明書等▽平成
29年度住民税(非)課税証明
書(平成29年1月1日現在小
金井市に居住していない場
合)

※必要書類は世帯の状況によ
り異なります。詳しくはお問
い合わせください

■ **申込方法** 受付期間内に、必
要書類を持参のうえ、市役所
第二庁舎3階302会議室へ

11月は児童虐待防止推進月間

いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声

(平成29年度「児童虐待防止推進月間」標語)

厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」としています。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

【児童虐待とは】

児童虐待は、重大な人権侵害行為です。子どもが嫌いだから、憎いからというだけではなく、しつけや訓練などの親の思いや愛情から生まれた行為でも、子どもの心身を傷つける行為は虐待です。

【おかしい？と感じたら

迷わず連絡】

皆さんの連絡が子どもたちのSOSをキャッチするきっかけになります。秘密は守られますので、心配な

こと、気になることがありましたら
ご連絡ください。

【通告・相談】

- ▷子ども家庭支援センター（相談窓口）=☎042-321-3146（月曜～土曜日午前9時～午後5時）
 - ▷東京都小平児童相談所（緊急時）=☎042-467-3711（月曜～金曜日午前9時～午後5時45分）
 - ▷児童相談所全国共通ダイヤル（緊急時）=☎189（お近くの児童相談所につながります。つながらない場合は、☎0570-064-000へ）
 - ▷小金井警察署（緊急時）=☎042-381-0110

子ども家庭支援センターは、地域の子育て家庭を支援し、子どもとその家族が安心して健康に生活することができる地域づくりをめざしています。

友達の輪を広げるお手伝いや、子育てに関する情報を提供します。

子どもに関するあらゆる相談もお受けします。

気軽にご利用ください。

①子育て相談

一人で悩まないで一緒に考

えましょう。職員に気軽に相談して下さい。電話でも相談できます。

【②こころの相談】

専門の相談員（臨床心理士）が相談に応じます（不定期）。事前の予約が必要です。

【③親子あそびひろば】

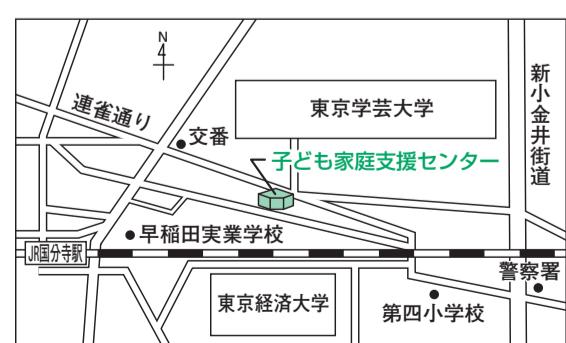
親子が安心して楽しく遊べる自由なスペースです。スタッフも一緒に交流します。飲食できるスペースもあります。

■開設日火曜～土曜日午前10時～午後4時

(5) 子どもショートステイ
保護者の傷病・看護・冠婚葬祭・出張、育児疲れ・育児不安などで、子どもを養育することのが困難になつたときに、市が指定する児童養護施設で短期間（宿泊）子どもをお預かりします。

対市内在住の18歳までの子ども保護者、地域で子育てにかかる活動をしている方やこれから活動しようとする方（⑤⑥は年齢制限あり）
（⑤⑥申請書は子育て支援課（市役所第二庁舎3階）、子ども家庭支援センターで配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。申請は同センターで受け付けます）

が困難な状況にある家庭に対して、相談に応じヘルパーを派遣します。



掲載内容の詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。